

古物営業、質屋営業警備業及び探偵業を営む皆さまへ

書面掲示規制の見直しなどのため、古物営業法、質屋営業法、警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律の一部が改正され、令和6年4月1日から施行されました。

主な改正内容については、以下の広報資料等を御覧ください。

古物・質屋営業	広報資料 (PDF版)
警備業	広報資料 (PDF版) 標識 (Word版・PDF版)
探偵業	広報資料 (PDF版) 標識 (Word版・PDF版)

各種手続きの当該ページ内も御確認ください。

- [古物・質屋営業](#)
- [警備業](#)
- [探偵業](#)